

加賀田シニアサッカークラブ規約

第一条（名称・所在地）

本クラブは加賀田シニアサッカークラブと称し、所在地を代表宅に置く。

チーム名は W I N S（ウィンズ=勝利）とする。

第二条（目的）

本クラブは健全な地域活動の一環としてサッカーを通じて会員相互の健康増進と親睦を図ることを目的とする。

第三条（活動）

本クラブは前条の目的を達するために次の活動を行う。

- 1) サッカーの練習と市内同種団体との親睦試合。
- 2) 少年サッカーへの協力・援助。
- 3) その他目的を達するために必要な活動。

第四条（構成・組織）

本クラブは次の人々により構成し、組織を編成する。

- 1) 石仏・加賀田・美加の台小学校区内に住む35歳以上の人
- 2) 上記1)に定める地域外に住む人で上記1)に該当する人が紹介した35歳以上の人。
- 3) 上記1)、2)の条件で、35歳未満の人でも可とするが、各大会の規定に準じて出場登録に対応のこととする。

2. 審判部

審判部はシニア委員会帯同審判員で構成し、以下の役割を担う。

- 1) 審判技術の向上およびシニア委員会規約に基づく審判員を保持する。
- 2) 公式戦において原則として審判を担当する。状況に応じて他の会員が審判を担当することができる。
- 3) シニア委員会に登録する帯同審判員を選考し、役員会に提案する。

第五条（会費）

会員は次に定める会費を納めなければならない。

- 1) 会費

- 1 カ月 5 0 0 円とし、原則として 4 月に 1 年分を納入するものとする。
- 2) 保険料・その他必要な経費 2, 0 0 0 円
- 3) 第四条 3) に該当する人で、4 月 1 日現在において大会出場の登録資格が無い場合、会費を半額免除することができる。
- 4) 支払いについては、年度初めに 1) と 2) の合計額 8, 0 0 0 円を一括で支払うものとする。
- 5) 年度途中加入者については、「5 0 0 円×年度末までの残月数」と「保険料・その他の 2, 0 0 0 円」の合計額を一括で支払うものとする。

第六条（役員）

本クラブに次の役員を置く。

- 1) 代表
- 2) 副代表（任意で若干名）
- 3) 主将
- 4) 副将（若干名）
- 5) 会計
- 6) 総務（若干名）
- 7) 河内長野市サッカー連盟シニア委員会連盟理事（2 名で、1 名は G S 委員）
- 8) 必要に応じて顧問をおくことができる。
- 9) 必要に応じてコーチをおくことができる。
- 1 0) 審判部長
- 1 1) 校庭委員

第七条（役務）

役員任期は 1 年とし、再任は妨げない。

なお顧問およびコーチは、辞退の申し出があるまでとする。

- 1) 代表は、本クラブを代表し、会務を統括する。
- 2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時、これを代行する。
- 3) 主将は、練習及び試合を指導・運営し、又代表および副代表に事故ある時、これを代行する。
- 4) 副将は、主将を補佐し、代表・副代表及び主将に事故ある時、これを代行する。
- 5) 会計・総務は、本クラブの会計・総務を司る。
- 6) シニア委員会理事は、シニア委員会の事業を担当する。
- 7) 顧問は、本クラブの運営・活動が円滑に実施できるよう助言・支援を行う。

- 8) コーチは、チームの戦術・技術・知識向上のため練習全般において会員を指導し、公式戦・練習試合等全ての試合において助言できる。
- 9) 審判部長は審判部を総括し、各種試合における審判員を指名する。
- 10) 校庭委員は、大阪府内および河内長野市内の施設利用のため、校庭開放事業等の各種会合に出席し、代表の指示に基づき練習場所等を確保する。

第八条（会計年度）

会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第九条（総会）

総会は毎年度始めに、会員により開く。

審議事項の決定・承認は、出席者の過半数の賛成によるものとする。

総会では次の事項について審議しなければならない。

- 1) 予算並びに決算
- 2) 役員任命
- 3) 事業計画・事業報告
- 4) その他、代表者が必要と認める事項

第十条（臨時総会）

代表者が必要と認めた場合には臨時に総会を招集できるものとする。

但し、審議する事項についてあらかじめ会員に連絡する。

第十一条（役員会）

役員会は役員により構成され、総会に次ぐ議決機関であり、クラブ運営上の必要な事項について協議する。

第十二条（規約の改正）

本規約の改正は、役員会の協議を経て、総会で承認を得なければならない。

【付則1】

本規約は平成7年4月1日より実施する。

【付則2】

河内長野市シニアサッカー連盟主催の試合以外の交流試合や練習については、代表者の了承の上、会員以外の参加を認める。

【付則 3】

事務・実務等で参加している会員については、会費を免除することとする。

【付則 4】

(役務補記)

会計・総務に「学校開放事業運営委員」及び「学校開放管理指導委員」を加える。尚、前述の両委員を専任として別途おくことは妨げない。

【付則 5】

(休会制度)

年度始め又は年度途中において、活動に参加できない会員に対して、年度末までの活動の休止と会費免除を認める。

【付則 6】

(特別会員) (平成 18 年 3 月総会にて承認)

本クラブに 5 年以上の登録実績のある会員で、不定期的な参加しかできない場合は、特別会員として役員会で会費免除を認める。但し、河内長野市シニアサッカー連盟主催の公式戦には出場できないものとする。

【付則 7】

本規約は平成 19 年 4 月 1 日改定実施する。

第五条 3)、第六条 7)、第七条 6) を追加。

【付則 8】

本規約は平成 22 年 4 月 1 日改定実施する。

第四条 2. 1) 2) 3)、第六条 8) 9)、第七条 7) 8) を追加。

【付則 9】

本規約は平成 23 年 4 月 1 日改定実施する。

第六条 2) 1 1) 追加、同 7) 但書を削除。

第七条 2) 1 0) を追加。

【付則 10】

本規約は平成 24 年 4 月 1 日改定実施する。

(会員登録)

クラブが告知する翌年度会員登録(継続・休会・退会等)について、指定する期日までに何ら回答・意思表示が無い場合は翌年度の登録を休会扱いとし、更に当該年度も同様の場合は退会扱いとする。

【付則 11】

本規約は平成 29 年 3 月 26 日改定実施する。

第四条1)～4)「40歳から35歳」に変更。

第五条1)「4月、10月に半年分」を「4月に1年分」に変更。

第六条2)「任意で若干名」を追記。

第六条7)「(2名で、1名はGS委員)」を追記。

【付則12】

本規約は令和3年4月1日改定実施する。

第一条(名称)を「第一条(名称・所在地)」とし、「所在地を代表宅に置く」を追記。

【付則13】

本規約は令和5年4月1日改定実施する

第四条2)「加賀田少年サッカークラブの指導員で35歳以上の人」を削除。

第七条2)「副代表は代表を補佐し」を追記。

【付則14】

本規約は令和6年4月1日改定実施する

第五条2)「2,000円」を追記。

第五条4)「支払いについて」を追記。

第五条5)「年度途中加入者について」を追記。